

**平成28年熊本地震を踏まえた
防災対策の強化について**

平成28年8月30日

岐 阜 県

はじめに

平成28年4月に発生した、熊本地方を震源とする一連の地震では、熊本県を中心に建物倒壊や土砂災害等による被害が拡大し、死者95人（うち、災害関連死の疑い15人*）、重軽傷者2,200人以上という人的被害のほか、全壊8,000棟以上、半壊・一部損壊164,000棟以上に及ぶ住宅被害が発生した。さらには、余震の長期化に伴い、発災から3か月余りが経過してもなお約3,000人（最大18万人以上）の方が避難生活を強いられるなど、甚大な被害をもたらした。

今回の一連の地震では、4月14日夜にマグニチュード6.5の前震が発生したのに続き、さらに16日未明にマグニチュード7.3の本震が発生したが、最大震度7の揺れを2回続けて記録する、観測史上初めてのケースとなった。

この地震災害では、庁舎の耐震化をはじめとする災害時の拠点機能の維持や、車中泊及びそれに伴うエコノミークラス症候群の発生など避難に関する課題、さらには、支援物資の避難所への運搬など、多くの課題が指摘されている。

本県においては、これまでも「地域防災計画」や「地震防災行動計画」等に基づき、様々な取り組みを進めてきたが、こうした課題について、改めて本県の状況を点検し、検証を行った。

今後、この検証結果に基づき、とるべき対策について、市町村と連携し、各地域の実情に応じて早急、かつ着実に実施に移していく必要がある。

なお、現在、国の中央防災会議・防災対策実行会議のワーキンググループにおいても検証作業が進められているところであり、その検討状況も見極めながら、継続して議論を重ね、本県の地震防災対策について不断の見直しを行っていく。

* 8月26日、消防庁災害対策本部公表数値。正式には市町村に設置される審査会を経て決定。

目 次

I	平成28年熊本地震の概要	1
II	熊本地震で明らかになった課題と地震防災対策の方針	3
1	予防対策	3
	(1) 被害想定の見直し	3
	(2) 効果的な住民啓発	4
	(3) 耐震化の促進	5
	① 庁舎の耐震化	
	② 医療機関の耐震化	
	③ 避難所の耐震化	
	④ 道路・河川施設等の耐震化等	
	⑤ 水道管の耐震化	
	⑥ 住宅の耐震化	
	(4) 国関係機関との連絡体制の確保	9
	(5) 行政の業務継続体制の確保	10
	(6) 企業における事業継続体制の確保	11
2	応急対策	12
	(1) 被災自治体への応援体制の強化	12
	(2) 協定締結先との連携強化	13
	(3) 避難対策	14
	① 自力での避難が困難な方への支援	
	② 車中泊による避難者への対応	
	③ 避難所運営のあり方	
	ア 運営体制	
	イ 配慮が必要な避難者への対応	
	ウ 保健衛生対策	
	エ ペット同行避難者への対応	
	④ 福祉避難所の運営	
	⑤ 外国人避難者への対応	
	⑥ 学校における避難対策	

(4) 円滑な医療救護の提供	20
(5) 応急物資の確実な調達	21
① 公的備蓄の確保	
② 避難所への迅速な搬送	
③ 輸送道路等の確保	
(6) 孤立集落対策	23
(7) ボランティアの確保	24
(8) 消防団活動の充実強化	25
(9) 建築物の応急危険度判定	26
(10) 災害廃棄物の適正な処理	27
3 復旧対策	28
(1) 被災者の生活支援	28
① 罹災証明書の交付	
② 仮設住宅の建設	
③ 公営住宅の提供	
(2) 心のケア	30
① 被災児童生徒に対する心のケア	
② 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備	
③ 応急・復旧作業に従事するスタッフに対する心のケア	
Ⅲ 原子力災害対策	32
1 大規模地震発生時における屋内退避	32

I 平成28年熊本地震の概要

(1) 地震の特徴

○観測史上初めて、一連の地震活動で震度7を2回観測

- | | | | | |
|--------|--------|------|--------|---------|
| ・4月14日 | 21時26分 | M6.5 | 深さ11km | 震度7(前震) |
| ・4月16日 | 1時25分 | M7.3 | 深さ12km | 震度7(本震) |

○マグニチュード3.5以上の地震回数が過去最多のペースで発生

○強い揺れを伴う前震・本震・余震が相次いで発生

最大震度別地震回数(8月29日 15時現在)

- | | | | |
|---------|----------|---------|-------|
| ・震度1以上 | : 2,033回 | ・震度5弱以上 | : 19回 |
| ・震度6弱以上 | : 7回 | | |

○既知の活断層であったが、本震を引き起した布田川断層帯では想定を超える地震が発生

断層帯の名称	30年以内の発生確率	想定規模(M)	熊本地震における規模、震度
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	不明	M6.8程度	M6.5、震度7 4月14日(前震)
布田川断層帯 (布田川区間)	0%~0.9%	M7.0程度	M7.3、震度7 4月16日(本震)

(2) 被害の状況(8月26日 9時現在 ※消防庁災害対策本部公表数値)

○人的被害

死者: 95人(うち災害関連死の疑い: 15人)

負傷者: 2,245人

※上記の他、分類未確定分の負傷者数: 138人

○建物被害

(住家被害)

全壊: 8,147棟

半壊: 29,008棟

一部破損: 135,367棟

※上記の他、分類未確定分の住家被害数: 23棟

(非住家被害)

公共建物: 311棟

その他: 2,496棟

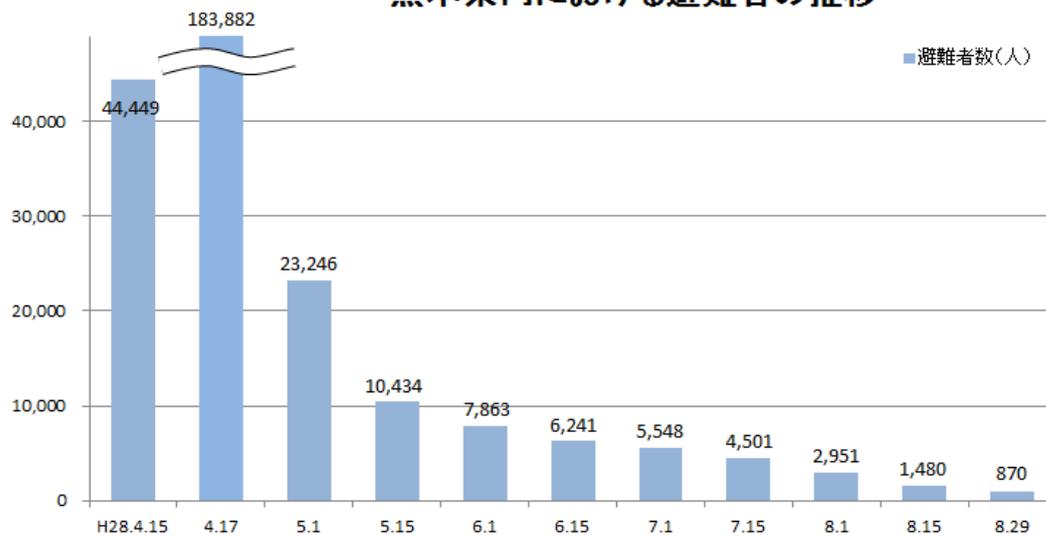
(3) 避難の状況(8月29日現在 ※熊本県災害対策本部公表数値)

11市町村 避難所数: 22箇所 避難者数: 870人

(参考) 最大時(4月17日時点)

38市町村 避難所数: 855箇所 避難者数: 183,882人

熊本県内における避難者の推移



II 熊本地震で明らかになった課題と地震防災対策の方針

今回の地震で明らかになった課題について、東日本大震災以降の取組み状況を踏まえ、必要となる対策を検討し、「予防対策」、「応急対策」、「復旧対策」の区分毎に整理した。

注) 取組み方針中、「○」は新規・拡充する取組み、「●」は継続する取組みを示す。

また、[]は、取組みにあたり特に連携を図る事業主体を示す。

1 予防対策

(1) 被害想定の見直し

《課題・問題点》

○過去に例を見ない地震が発生

➤観測史上初めて、一連の地震活動で震度7を2回観測。

➤マグニチュード3.5以上の地震が過去最多のペースで発生。

《東日本大震災以降の取組み》

- 最悪なケースを想定した、「南海トラフ巨大地震等被害想定調査」を実施、公表(H25. 2)。
- 被害想定調査の結果を受け、「県地震防災行動計画」における被害想定を改定(H25. 12)したほか、「県災害時広域受援計画」を改定し、広域防災拠点を追加(H27. 2)。

【対策の方向性】

- ・熊本地震級の内陸直下型地震発生時の被害予想を算定



<取組み方針>

- 今回の地震の特性や、国等における活断層の実態解明を踏まえ、県の被害想定を見直し。

(2) 効果的な住民啓発

《課題・問題点》

○住民啓発が不十分

- 国は活断層評価において、本震の震源となった「布田川断層帯」について、今後30年の地震発生確率を「ほぼ0～0.9%」、「やや高い」と予測・公表していた。
- 地域住民においては、地震が起きる可能性について認識が弱く、住宅耐震化や家具固定、家庭での備蓄確保など、自助の取組みが進んでおらず、被害の拡大を招くこととなった。
 - *国は発生確率が3%以上を「高い」、0.1%以上3%未満を「やや高い」と位置付けるが、数百～数万年に1回起きる確率を「今後30年以内」にあてはめるため、小さい数値となり、過小評価につながるなどの指摘もある。

《東日本大震災以降の取組み》

- 「災害から命を守る岐阜県民運動」の実施
 - ・県広域防災センターや地震体験車による防災啓発。
 - ・家族層をターゲットにした防災啓発イベントとして「防災フェア」を開催（H26～27）。
 - ・地域の特性に即した住民参加型の防災啓発イベントとして「防災タウンミーティング」を県内8地域で開催（H28）。
 - ・新聞とタイアップした防災特集記事の継続的な掲載。
 - ・家庭や職場などで地震発生時にとっさに身を守る行動をとる「シェイクアウト訓練」（H25～）など。
- 「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」を開催（H25～、H27年度末時点で493人が受講済み）。
- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」を設置（H27.4）。

【対策の方向性】

- ・本県で起こり得る地震について、住民の意識を高めるための効果的な啓発の実施
- ・住民による自助の取組みを一層促進するための啓発の実施



<取組み方針>

- 国が検討を進める、地震発生確率のランク分けを活用した啓発の実施。[市町村・教育関係機関]
- 住民参加型の防災啓発イベント「防災タウンミーティング」の開催
- 地域住民の先導役として防災対策を進める、地域の防災リーダーの育成。[教育関係機関]

(3) 耐震化の促進

① 庁舎の耐震化

《課題・問題点》

○ 応急・復旧業務の拠点となる庁舎の被災に伴う対応の遅れ

- 建て替えを先延ばしした耐震基準を満たさない庁舎が被災し、使用不能に陥ったため、罹災証明書が発行など、応急対応に遅れが生じた。

《東日本大震災以降の取組み》

- 県有建築物耐震事業年次計画を改訂(H23)し、耐震化の優先順位等を見直し。
- 同計画に基づき、県有施設の耐震化事業を実施(H29完了予定)。
 - ※総合庁舎についてはH28完了予定。
- 市町村の取組み
 - ・災害対策本部が設置される庁舎について、42市町村中、32市町村が耐震化済み。
 - ※上記以外の10市町では、庁舎が使用不能に陥った際の代替施設を確保済み。

【対策の方向性】

- ・耐震化未対応の市町を中心に、庁舎耐震化の取組みを促進



<取組み方針>

- 耐震化が未対応の庁舎について、耐震診断を義務付け、早急な耐震化を図るため、耐震改修促進法における「防災拠点建築物」に早期に指定。[市町村]
- 平成28年度末に期限を迎える、緊急防災・減災対策債の恒久化のほか、耐震化を目的とした庁舎の建替等にも対象を拡大するよう、国へ要請。

② 医療機関の耐震化

《課題・問題点》

○ 被災による病院機能の停止

- ロビー天井や外壁の一部が破損したほか、病棟内も天井が剥がれ落ちたり、壁面が崩れるなどの被害が発生し、入院患者を別の病院に搬送することを余儀なくされた病院があった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 医療機関が行う、施設の耐震化に要する経費に対して助成(補助率:1/2、所有者負担:1/2)。ul>- ※災害拠点病院の耐震化はH29完了予定

【対策の方向性】

- ・医療機関が行う耐震化の取組みを促進



<取組み方針>

- 災害拠点病院を中心に、医療機関が行う施設耐震化に要する経費を助成。[国]

③ 避難所の耐震化

《課題・問題点》

○被災により使用不能となる避難所が発生

- 避難所に指定していた体育館が、天井や壁といった非構造部材の崩落により、使用不能となる事態が発生した。
- また、一旦は体育館に誘導したものの、相次ぐ余震のため、急遽、避難場所をグラウンドに変更したケースも発生。

《東日本大震災以降の取組み》

- 全ての県立学校において、耐震化が完了(H23)。
- 国の「非構造部材の耐震化ガイドブック～耐震点検の実施～」に基づき、全ての県立学校において、天井や壁などの劣化損傷状況の点検を定期的実施。
- 校舎外壁の全面打診調査を計画的に実施。
- 市町村の取組み
 - ・公立小中学校及び特別支援学校の建物は全て耐震化済み。
 - ・国の「非構造部材の耐震化ガイドブック～耐震点検の実施～」に基づき、公立幼稚園、小中学校、及び特別支援学校において、天井や壁などの劣化損傷状況の点検を定期的実施。

【対策の方向性】

- ・避難所内の非構造部材などの耐震化に向けた取組みを促進



<取組み方針>

- 国における「非構造部材の耐震化ガイドブック」の改定状況を踏まえた、点検方法や体制の見直し。[国・市町村]
- 使用不能となる避難所が一部発生しても、他の避難所で避難者の受入れが可能となるよう、避難所の追加指定を市町村に働きかけ。

④ 道路・河川施設等の耐震化等

《課題・問題点》

○道路や河川堤防の被害

- 熊本県では、緊急輸送道路等で陥没や落石等の被害が発生し、道路が寸断したほか、河川堤防にも深い亀裂が生じたり、沈下変形するなどの被害が発生。

《東日本大震災以降の取組み》

○道路対策

- ・「緊急輸送道路ネットワーク整備計画」を策定(H25)し、対策を実施。
 - 道路改良:対策予定箇所数80箇所→H27までに11箇所実施
 - 橋梁耐震:対策予定箇所数90橋→H27までに32橋実施
 - 斜面对策:対策予定箇所数400箇所→H27までに59箇所実施
 - 路面陥没対策:対策予定箇所数2か所→H27までに1箇所実施中

○河川施設対策

- ・大規模地震発生時にも河川堤防や河川構造物が機能を保持できるよう、耐震化を実施。
 - ※河川構造物:対策が必要な26箇所について、H26からH27にかけて8箇所実施

- ※河川堤防:対策が必要な延長13.6kmについて、河川構造物完了後に実施
- 農業用ため池対策
 - ・農業用ため池の点検や耐震調査及び耐震対策を実施
 - ※点検診断:H25からH27にかけて1,925箇所実施
 - ※耐震調査:H23からH27にかけて131箇所実施
 - ※耐震対策:H24からH27にかけて8池において完了

【対策の方向性】

- ・地震災害に強いインフラ整備を一層促進



<取組み方針>

- 緊急輸送道路及び緊急輸送道路等に面した治山事業、基幹農道の整備等の取組みを前倒し、または計画的に実施。
- 河川構造物、農業用ため池の耐震化を実施。

⑤ 水道管の耐震化

《課題・問題点》

○耐震化未対応の水道管が損壊

- 老朽化した水道管が損壊し、熊本県内で最大43万2千戸が断水したほか、復旧に相当の時間を要し、避難生活にも支障が生じた。

《東日本大震災以降の取組み》

- 水道事業者(主に市町村)が実施する水道管路の耐震化に要する経費について、国の交付金を活用し助成。
 - ※県内市町村の水道基幹管路の耐震化率
30.3%(H22)→34.0%(H26)

【対策の方向性】

- ・事業者が行う耐震化の取組みを引き続き促進



<取組み方針>

- 国の交付金を活用し、管路の耐震化に要する経費を助成。[国]

⑥ 住宅の耐震化

《課題・問題点》

○耐震基準を満たさない木造住宅が倒壊

- 亡くなった方の多くが、住宅の倒壊によって圧死したと見られているが、全壊した木造住宅の多くは旧耐震基準で建てられた住宅が目立つ。
- 本県の住宅耐震化率は、平成25年時点で78%と全国平均(82%)を下回る状況。

○新耐震基準の住宅も倒壊

- 耐震基準が強化された平成12年以降に建設された住宅でも倒壊する事例が発生。
- 現行の耐震基準は、震度6強～7の地震が複数回発生することを想定していない。

《東日本大震災以降の取組み》

- 市町村が開催する無料相談会に、木造住宅の耐震診断や補強工事の設計・監督を行う、「岐阜県木造住宅耐震相談士」(県内に約1,400名)を無料で派遣。
- 木造住宅耐震化支援モデル事業の実施。
- 旧耐震基準の住宅が密集する地区を個別訪問し、耐震診断受診の働きかけを行う「耐震啓発ローラー作戦」の実施。
- 木造住宅耐震診断事業費補助金(H14創設)による支援
※補助率:1/4、所有者負担:ゼロ H27実績:899件
- 住宅耐震補強工事費補助金(H16創設)による支援
※補助率:1/4、所有者負担:約4割 H27実績:146件

【対策の方向性】

- ・市町村と連携し、木造住宅を中心とした耐震化を一層促進



<取組み方針>

- 耐震診断を実施したものの、補強工事に未着手の県民に対して、工事の施工事例の紹介や個別相談等を通じたフォローアップを実施。
- 「岐阜県木造住宅耐震相談士」を追加養成するため、講習会を開催。
- 各種団体・企業等と連携した耐震化に関する説明会の開催。[事業者・関係団体]
- 今回の地震を踏まえ、耐震基準見直しの必要性について検討するよう、国へ働きかけ。
- 耐震診断や耐震補強工事に対する補助制度の継続。[国・市町村]
- 市町村が開催する無料相談会への「木造住宅耐震相談士」の派遣。[市町村]
- 「耐震啓発ローラー作戦」の実施。[市町村]

(4) 国関係機関との連絡体制の確保

《課題・問題点》

○国の現地対策本部との連絡体制が不十分

- 地震発生後、熊本県は県庁10階に災害対策本部を設置したが、相次ぐ余震によりエレベーターが停止。県庁2階に設置された政府の現地対策本部との連絡調整のため、階段を往復することを余儀なくされ、国との意思疎通に支障が生じる事態となった。

【対策の方向性】

- ・現地対策本部など、災害時における国関係機関との円滑な連絡体制の確保



<取組み方針>

- 「岐阜県災害対策マニュアル」を見直し、現行庁舎における大規模災害発生時の政府現地対策本部等、国関係機関の配置について整理。
- 県庁舎の再整備において、政府の現地対策本部や自衛隊等、関係機関が効率的・効果的に機能するよう配置。

(5) 行政の業務継続体制の確保

《課題・問題点》

○業務継続計画（BCP）未策定に伴う業務の混乱

➤今回の地震により庁舎が使用不能となった熊本県内5市町のうち、3市町では、代替施設や非常時の優先業務等を予め定める、業務継続計画(BCP)を策定していなかったため、市町村が本来行うべき業務が滞った結果、仮設住宅への入居手続に必要な罹災証明の発行が遅れるなどの混乱に繋がった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 平成23年12月に県業務継続計画を策定済み。
- 計画に記載の非常時優先業務一覧を各所属において毎年更新しているほか、年1回、県外派遣職員を含む全職員を対象に、モバイルを活用した安否・参集訓練を実施。
- 市町村防災アドバイザーチームによる個別訪問や、先行事例の紹介を通じて、市町村における業務継続計画の策定を働きかけ。

※42市町村中、18市町が業務継続計画を策定済み(H28.4現在)

【対策の方向性】

- ・ 未策定市町村における業務継続計画の策定促進
- ・ 業務継続体制の確保に向けたマニュアルの見直しと訓練の充実



<取組み方針>

- 市町村の担当者向けに業務継続計画策定に係る研修会を開催し、取組みを支援。
- 県または市町村庁舎の倒壊を想定した防災訓練の実施。[市町村・県民]
- 建築技術職員による県有施設の被災状況の確認体制の構築。
- 県災害対策マニュアルを見直し、部局横断的に調整を行いながら災害対応にあたる「緊急対策チーム」間の連携体制等を再構築。
- 県民からの相談対応に関するマニュアルの見直し。
- 市町村防災アドバイザーチームによる個別訪問や、先行事例の紹介を通じて、市町村における業務継続計画の策定を働きかけ。

(6) 企業における事業継続体制の確保

《課題・問題点》

○事業継続計画（BCP）有効性が再認識される

- 今回の地震により、熊本県内の企業では多くの生産拠点が被災したが、一部メーカーでは、東日本大震災を契機に策定・強化した事業継続計画(BCP)に定めた手順にしたがって、早期に生産を再開することができた。
- 有識者も「企業は地震で建物や設備が損傷して事業継続が困難になる可能性を再認識し、備える必要がある」と指摘。

《東日本大震災以降の取組み》

- 県内企業(1,000社)に対して、BCPの策定状況に関するアンケートを実施。
- 企業におけるBCP策定を促進するため、大垣共立銀行や十六銀行と連携しセミナーを開催。
- 「岐阜県BCP研修・訓練センター」による、簡易版BCP策定支援セミナーや個別コンサルティングを実施。

【対策の方向性】

- ・ 企業におけるBCP策定に向けた取組みに対する支援の充実



<取組み方針>

- これまでに県が策定支援したBCPの有効性を検証するとともに、セミナーのカリキュラムの見直しを検討するため、アンケートを実施。
- 熊本地震を体験した企業関係者を講師に加えるなど、セミナーの内容を充実。[事業者]

2 応急対策

(1) 被災自治体への応援体制の強化

《課題・問題点》

○小規模自治体における応急対応の遅れ

➤震度7の激しい揺れに襲われたA町(職員数約250人)は、他県等の職員の応援のもと避難所運営やインフラ復旧等の応急対応にあたったが、人手が絶対的に不足し、住民の生活再建に不可欠な罹災証明書の発行が、地震発生から1か月以上経過した5月中旬に始まるなど、対応が後手に回ることとなった。

【参考】

・中部9県1市で締結する「災害応援に関する協定」では、本県が被災した場合の他県からの受援について、優先順位を設定。

* 第1位:愛知県 第2位:三重県 第3位:富山県

【対策の方向性】

- ・小規模自治体が被災した場合の支援体制の再構築
- ・県域を越えた応援体制の充実強化



<取組み方針>

- 県と市町村の間で締結する「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を見直し、県内市町村間における応援順位を新たに設定。[市町村]
- 中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を通じた広域防災訓練等による、近隣県との連携強化。[近隣県]

(2) 協定締結先との連携強化

《課題・問題点》

○ 迅速な応急・復旧の実現に向けた協定締結先との連携強化

- 今回の地震のように、夜間に大規模な災害が発生した場合に備え、迅速な応急・復旧活動が行えるよう、協定締結先との連携強化が求められる。

《東日本大震災以降の取組み》

- 東日本大震災以降、新たに54の災害応援に関する協定を締結(H28.6現在)。
※平成28年6月末時点で、計193の協定を締結済み

【対策の方向性】

- ・ 協定締結先との連絡方法の複数化



<取組み方針>

- 協定に基づく初動連絡体制について、固定電話に加え、携帯電話や防災無線を活用するなど、ホットラインを複数確保するよう見直し。[事業者・関係団体]
- 定期的に訓練を実施し、連絡体制や応援手順の実効性を確保。[事業者・関係団体]

(3) 避難対策

① 自力での避難が困難な方への支援

《課題・問題点》

○避難行動に支障がある方の事前把握と支援

- 高齢者や障がい者など、災害発生時に自力での避難が困難な方について、的確に事前把握を行うとともに、それぞれの方について、支援者や具体的な支援方法を予め定め、関係者との間で共有することが必要。
- 国では、東日本大震災を受け、「災害対策基本法」を改正(H25)し、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付けるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」に「個別計画」の策定を位置づけ、市町村の取組みを促している。

《東日本大震災以降の取組み》

- 「避難行動要支援者名簿」については、県内全市町村で作成済み。
- 「個別計画」については、42市町村中、22市町が策定済み(H28.3現在)。

【対策の方向性】

- ・ 市町村における個別計画の策定を促進



<取組み方針>

- 個別計画が未策定の市町村へ「市町村防災アドバイザーチーム」を派遣し、策定手順や避難時に配慮が必要な事項を助言する等、策定を支援。

② 車中泊による避難者への対応

《課題・問題点》

○車中泊避難者の把握ができず

- 長期化した余震への不安や、ペット同伴、乳幼児がいる等の理由で、多くの住民が指定避難所や民間施設の駐車場で車中泊を行ったが、行政側が車中泊避難を想定していなかったため、避難者数の把握に手間取り、支援物資の提供に遅れや混乱が生じた。
- 車中泊避難者を中心に、エコミークラス症候群を発症するケースが発生。

【対策の方向性】

- ・ 車中泊避難を想定した対策を推進



<取組み方針>

- 「避難所運営ガイドライン」(H23.11策定)を改訂し、車中泊やテント泊など避難所外への避難者の実態やニーズの把握方法、支援物資の提供方法等を追加。合わせて、車中泊避難者のエコミークラス症候群発症を防ぐための、テントなど支援施設・設備等の確保について記載を追加。
- 指定避難所の駐車可能台数のリスト化、避難所近隣の大型駐車場の事前把握など、車中泊避難者用の駐車場所を予め指定・確保。[市町村]

- 市町村防災アドバイザーチームによる市町村個別訪問や、市町村向け研修会の開催等を通じて、自宅や車中泊避難者の実態やニーズの把握方法、支援物資の配布方法について、市町村の「避難所運営マニュアル」の策定及び見直しを働きかけ。

③ 避難所運営のあり方

ア 運営体制

《課題・問題点》

○円滑な運営体制が確保できず

- A町(職員数約250人)をはじめ、今回被災した小規模な自治体では、避難所運営にあたる職員が絶対的に不足。他自治体からの応援職員が運営支援を行ったが、被災者台帳の作成などに苦慮し、物資の配布が円滑に行えなかった。
- 町内会などで構成される「自主防災組織」が、リーダー不在等の理由により機能しないケースが多く見られた。

《東日本大震災以降の取組み》

- 「避難所運営ガイドライン」を策定(H23. 11)。
 - 市町村防災アドバイザーチームによる個別訪問や、ガイドラインを活用した助言等を通じて、市町村における「避難所運営マニュアル」の策定を促進。
※42市町村中、31市町村でマニュアルを策定済み(H28. 3現在)。
 - 「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」を開催(H25～、H27年度末時点で493人が受講済み)。
- 【再掲】
- 地域住民を対象にしたHUG(避難所運営指導者養成講座)の開催(H25～)。

【対策の方向性】

- ・ 避難所運営の円滑化に向け、運営体制を見直し
- ・ 住民主体の避難所運営に向けた取組みの推進



<取組み方針>

- 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、防災士や自主防災組織とも連携した避難所運営要員の確保や女性の視点・参加も積極的に取り入れた運営体制、避難所全体のレイアウトの作成、支援者スペースの確保、避難者情報のより正確な把握方法、物資の管理・配布方法等を追加。
- 現在、学校が管理している、指定避難所である県立学校の体育館の鍵の管理方法の見直し。[教育関係機関]
- 住民・学校等の避難所運営訓練を支援。[教育関係機関]
- 自主防災組織による避難所運営のルールづくりと避難所運営訓練の実施について、市町村へ働きかけ。
- 「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」や「避難所運営指導者養成講座」による地域のリーダー育成及びネットワーク化の促進。[教育関係機関]
- 市町村防災アドバイザーチームによる市町村個別訪問や、ガイドラインを活用した研修会等を通じて、市町村における「避難所運営マニュアル」の策定を促進。

イ 配慮が必要な避難者への対応

《課題・問題点》

○高齢者や障がい者のほか、妊産婦等、配慮が必要な避難者への対応が不十分

- 避難所生活において、体調不良を自ら訴えることができず、容体を悪くする高齢避難者が相次いだほか、妊産婦など自らの身を守ることが困難な方への受入環境が整っていない避難所が目立った。
- また、視覚や聴覚に障がいを持つ方に対する情報提供が十分でない避難所も多かった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 福祉関係団体や学識経験者等で構成する「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設立(H26. 7)。
- 福祉避難所等で要配慮者への支援を行う、「岐阜DCAT(災害派遣福祉チーム)」を整備。
- 災害時における聴覚障がい者や視覚障がい者への情報伝達支援のため、認定NPO法人CS障害者放送統一機構と「災害時における障がい者支援に向けた包括的連携協定」を締結(H28. 6)。

【対策の方向性】

- ・ 配慮が必要な避難者へのきめ細かな対応



<取組み方針>

- 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、高齢者や障がい者等への具体的な配慮事項を追加するとともに、防災訓練による検証を実施。[市町村]
- 市町村が作成する「福祉避難所運営マニュアル」の参考となる内容を盛り込むなど「災害時要援護者支援対策マニュアル」の改訂。
- 認定NPO法人CS障害者放送統一機構との包括的連携協定に基づき、県内の市町村や福祉関連施設を対象に、災害時における障がい者への情報提供や対応方法、配慮事項に関する研修会を開催。[事業者]

ウ 保健衛生対策

《課題・問題点》

○避難生活の長期化や対策不足による健康被害の発生

- 車中泊避難者を中心に、エコノミークラス症候群を発症するケースが発生。【再掲】
- 断水のため手洗いができないほか、不衛生な仮設トイレ、ノロウイルスの集団感染発生など、感染症対策が不十分な避難所があった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 災害発生時の各フェーズにおける保健活動を見直し、実践編として「災害時支援ノート(エコノミークラス症候群などの各種リーフレット)」を追加策定(「岐阜県災害時保健活動マニュアル」を改訂(H24. 1))。
- 感染症食中毒担当者に対する疫学研修を実施(H25～)。
- 「社会福祉施設におけるノロウイルス集団感染防止対策の手引き」を策定(H27. 10)。
- 市町村の取組み
42市町村中、32市町が「保健衛生マニュアル」を策定済み(H28. 5現在)。

【対策の方向性】

- ・健康被害の予防に配慮した避難所運営体制の構築



<取組み方針>

- 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、感染症予防や感染者の隔離、避難者による清掃の実施など、避難所における衛生管理を追加。
- 「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」を見直し、被災地への管理栄養士等の派遣や支援業務について追加。
- 避難生活から生じる衛生上の諸課題等について、国や関係機関からの情報を基に、「予防パンフレット」を更新するとともに、市町村や県民へ周知。
- 避難所生活を送るうえで、感染拡大防止の注意点をまとめたリーフレットを新たに作成し、県民に広く周知。
- 「保健衛生マニュアル」の未策定市町村に対し、国のマニュアル等を活用し、策定を働きかけ。

エ ペット同行避難者への対応

《課題・問題点》

○ペット連れの避難者への対応が不十分

- ▶ペット連れ避難者の受入体制が整っていない避難所が数多くあり、多くのペット連れの被災者が車中や損壊した自宅での避難生活を余儀なくされた。
- ▶環境省は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に飼い主との同行避難を原則とするガイドラインを示しているが、避難所でのペットの受入可否の判断は、各自治体に任せているのが現状。

《東日本大震災以降の取組み》

- 市町村に対して、地域防災計画へのペット同行避難（適正な飼養体制の確保）に関する記載のほか、ペットを同行した避難訓練の実施を依頼。
※42市町村中、39市町村が地域防災計画にペット同行避難について記載済み。また、「被災動物の救援に関するマニュアル」は9市町村で整備済み（H28.7現在）。

【対策の方向性】

- ・ペット同行避難者に配慮した避難所運営体制の構築



<取組み方針>

- 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、ペット同行者の具体的な受入体制等について記載を追加。
- 市町村に対して、「避難所運営マニュアル」や「被災動物の救援に関するマニュアル」の整備のほか、ペット同行避難訓練の実施を働きかけ。
- 県ホームページに専用ページを新設するほか、動物愛護週間等のイベントにおいて、ペットの飼い主に対する災害時の備えについての啓発を強化。
- 岐阜県被災動物救援ボランティアリーダー養成講習会のカリキュラムに「被災動物の救援に関するマニュアル」策定の必要性を追加。

④ 福祉避難所の運営

《課題・問題点》

○ 予め指定されていた福祉避難所が機能せず

➤ 指定した176カ所の福祉避難所に、最大1,746人が避難できる計画であったが、開設場所を積極的に周知していなかったこと、運営体制の詳細を決めていなかったため、地震発生から1週間後の時点で、受入は25施設の64人のみであった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 福祉関係団体や学識経験者等で構成する「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設立(H26. 7)。【再掲】
- 福祉避難所等で要配慮者への支援を行う「岐阜DCAT(災害派遣福祉チーム)」を整備。【再掲】
- 災害時における聴覚障がい者や視覚障がい者への情報伝達支援のため、認定NPO法人CS障害者放送統一機構と「災害時における障がい者支援に向けた包括的連携協定」を締結(H28. 6)。【再掲】
- 福祉避難所の増加に向け、市町村訪問アドバイスを実施。
※42市町村全てにおいて479箇所の福祉避難所を指定済み(H28. 6現在)。
- 市町村向け福祉避難所運営研修会の開催
※42市町村中、8市町において「福祉避難所運営マニュアル」を整備済み。

【対策の方向性】

- ・ 福祉避難所の円滑な運営に向けた取組みの推進



<取組み方針>

- 福祉避難所の指定拡大を市町村へ働きかけ。
- 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、高齢者や障がい者の方等への具体的な配慮事項を追加するとともに、防災訓練による検証を実施。[市町村]【再掲】
- 市町村が作成する「福祉避難所運営マニュアル」の参考となる内容を盛り込むなど「災害時要援護者支援対策マニュアル」の改訂。【再掲】
- 岐阜DCAT実地訓練と連動した福祉避難所運営訓練の実施。
- 認定NPO法人CS障害者放送統一機構との包括的連携協定に基づき、県内の福祉避難所に聴覚障がい者向けの字幕・手話放送受信機及び視覚障がい者向け地上デジタル放送対応ラジオを優先設置。
- 認定NPO法人CS障害者放送統一機構との包括的連携協定に基づき、県内の市町村や福祉関連施設を対象に、災害時における障がい者への情報提供や対応方法、配慮事項に関する研修会を開催。[事業者]【再掲】
- 近隣住民や民生委員等が連携し、要支援者への声掛けや訪問を行う、「見守りネットワーク活動」の活発化を通じて、福祉避難所の情報等を広く周知。[県民]

⑤ 外国人避難者への対応

《課題・問題点》

○外国人避難者へのサポートが不十分

- 多言語の避難所案内看板の設置が進んでいなかったため、何処に避難してよいのかわからず、数日間にわたり野宿する外国人がいたほか、ほとんどの避難所において、日本語以外の案内がなく、外国人避難者が孤立する事態に陥った。

《東日本大震災以降の取組み》

- 市町村が行う外国人防災対策について重要な事項を取りまとめた、「市町村外国人防災対策カルテ」を作成(H28. 3)。
- 大規模災害時に翻訳や通訳の派遣調整により、市町村の被災外国人対応を支援する「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置・運営マニュアルを策定(H28. 3)。

【対策の方向性】

- ・外国人避難者へのサポート体制の強化



<取組み方針>

- 「岐阜県災害時多言語支援センター」の運営訓練の実施。
- 「市町村外国人防災対策カルテ」を活用し、市町村に対する外国人防災対策の充実に向けた働きかけ。
- 「避難所運営ガイドライン」を改訂し、外国語での案内表示や情報提供に関する事項等を追加。
- 定住外国人の防災人材育成に向けた啓発・研修事業を実施。[教育関係機関]
- 災害発生時における外国人観光客等への情報提供や、被災情報の収集体制を構築するため、観光事業者との連携について意見交換、相互確認を実施。[事業者・関係団体]

⑥ 学校における避難対策

《課題・問題点》

○児童生徒の安全の確保

- 今回の地震は夜間に発生したため、ほとんどの児童生徒は家族とともに避難行動をとったが、日中の発災に備え、避難経路の確保など、教育現場におけるきめ細かな安全対策が必要。

《東日本大震災以降の取組み》

- 全公立学校において「危機管理マニュアル」を策定し、毎年の見直しを実施。
- 全公立学校の管理職を対象にした、「学校安全講習会」を開催(毎年5月)。
- 各学校に対して、落下物を考慮した避難経路の設定や、土砂災害を想定した垂直方向への避難など、「危機管理マニュアル」の見直しを指導(H28. 5)。

【対策の方向性】

- ・学校における安全管理対策の更なる推進



<取組み方針>

- 学校内及び校外周辺の避難経路の確保など、各学校による「危機管理マニュアル」の改訂と訓練の実施。[市町村]

(4) 円滑な医療救護の提供

《課題・問題点》

○災害拠点病院の一部を含む、多くの病院が機能停止

- 地震による停電や給水タンクの破損により、病院機能が停止し、患者の転院を余儀なくされる病院が相次いだ。
- 熊本県内に2箇所しかない「総合周産期母子医療センター」のうち、唯一新生児の心臓手術が可能な病院が被災し、出産前後の医療体制に支障が生じる事態も発生。

《東日本大震災以降の取組み》

- 災害拠点病院を追加指定。
※12医療機関を災害拠点病院に指定済み(H28.6現在)。
- 災害医療用MCA無線の追加整備や定期訓練の実施。
- 災害医療訓練時にEMIS(広域災害救急医療情報システム)の入力訓練の実施、医療機関や保健所職員に対する入力研修の実施。
- 災害拠点病院が実施する備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽などの施設整備に要する経費への助成。
※補助率:1/3、所有者負担:2/3

【対策の方向性】

- ・医療機関による体制強化に向けた取組みの支援



<取組み方針>

- 「地震災害等医療救護計画(マニュアル)」の改訂。
- 医療機関の被害状況等をより確実に把握するため、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の入力等による情報伝達訓練を重点的に実施。[医療関係機関]
- 災害時、看護師が不足している施設や避難所、救護所において看護を行う、災害支援ナースの育成。[関係団体]
- 「岐阜県災害対策マニュアル」を見直し、本県が被災した場合に出動した他県のドクターヘリの統制スキームについて整理。
- 災害拠点病院が実施する備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽などの施設整備に要する経費への助成。[国]

(5) 応急物資の確実な調達

① 公的備蓄の確保

《課題・問題点》

○公的備蓄が大幅に不足

- 市民の5%にあたる36,500人の2日分の食料、計22万食を備蓄していたが、実際は最大10万人超の住民が避難し、各避難所で食料が大幅に不足する事態が発生。

《東日本大震災以降の取組み》

- 「岐阜県総合備蓄計画」を改訂し、県内備蓄など必要物資の円滑な流通を確保するための体制を明記(H24.11)。
- 市町村における備蓄状況の確認(毎年1月1日時点)。
 - ※災害想定に基づく、各市町村の最大避難者数(24万1千人)の1日分以上の食料を確保するよう働きかけ。
- 東海倉庫協会と「災害時の物資の保管、物流専門家の派遣等に関する協定」を締結(H26.1)。
- 全国農業協同組合連合会岐阜県本部との協定(H22.4締結)に基づき、玄米200トンの県下5圏域への分散備蓄を継続。
- 精米事業者5社及び農業協同組合6者との協定(H22.4締結)に基づき、災害備蓄米の精米体制を継続。

【対策の方向性】

- ・被害想定に応じた公的備蓄の確保



<取組み方針>

- 今回の地震を踏まえた本県の被害想定の見直しに伴い、「岐阜県総合備蓄計画」を改訂。

② 避難所への迅速な搬送

《課題・問題点》

○支援物資が避難所に迅速に行きわたらず

- 熊本県内の12市町村では、支援物資の集積拠点を事前に定めていなかったほか、一部の拠点は施設自体が被災し、物資の受入が不可能となったことが、支援物資が滞る一因となった。
- 政府による「プッシュ型支援」が行われたこともあり、被災地には続々と支援物資が届いたが、拠点において物資を仕分けする人員や輸送手段が不足し、避難所へ物資が行きわたるのに時間を要することとなった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 県広域防災拠点施設(物資集積拠点)として、県内5圏域の7箇所を指定。
 - ※全ての施設が耐震基準をクリア。
- 毎年、県トラック協会と連携した物資輸送実動訓練を実施(H26～)
- 市町村の取組み
 - 42市町村中、36市町村において、地域防災計画に一時集積配分拠点を規定済み。

【対策の方向性】

- ・ 支援物資の迅速かつ確実な搬送体制の確保



<取組み方針>

- 「岐阜県災害時広域受援計画」を改訂し、受援物資に係る被災市町村の避難所までの具体的な流れや「プッシュ型」支援物資の受入方法等を明記。[市町村]
- 支援物資調達の円滑化を図るため、協定締結先の専門家を交えた受援体制の見直しと、物資輸送実動訓練の実施内容の充実。[市町村・関係団体]
- 広域防災拠点（物資集積拠点）の追加指定。[市町村]
- 一時集積配分拠点を地域防災計画に規定していない市町村に対し、市町村防災アドバイザーチームが市町村を個別訪問し、早期に規定するよう働きかけ。

③ 輸送道路等の確保

《課題・問題点》

○ 交通網の被災に伴い物資の滞留が発生

- 熊本県では緊急輸送道路113路線のうち、28路線の計50箇所で陥没や落石、沿道建物の倒壊等に伴う通行止めが発生。支援物資の輸送が滞る一因となった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 「緊急輸送道路ネットワーク整備計画」を策定（H25）し、対策を実施。
道路改良：対策予定箇所数80箇所→H27までに11箇所実施
橋梁耐震：対策予定箇所数90橋→H27までに32橋実施
斜面对策：対策予定箇所数400箇所→H27までに59箇所実施
路面陥没対策：対策予定箇所数2か所→H27までに1箇所実施中

【対策の方向性】

- ・ 優先度の高い路線に重点を置いたネットワーク整備の推進
- ・ 被災時における迅速な復旧体制の構築



<取組み方針>

- 道路等、公共土木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点を整備。
- 緊急輸送道路及び緊急輸送道路等に面した治山事業、基幹農道の整備等の取組みを前倒し、または計画的に実施。【再掲】
- 自動車による被害情報の収集が困難な箇所について、バイク等を活用したパトロール体制を整備。
- 小型無人機（ドローン）を情報収集ツールとして地域防災計画に位置付け。
- 被災時に輸送道路を確保するため、緊急輸送道路の啓開順位を予め定める「啓開計画」を作成。
- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務付け、早急に耐震化を図るため、緊急輸送道路の一部について耐震改修促進法における「沿道建築物の耐震化を図るべき道路」に指定。

(6) 孤立集落対策

《課題・問題点》

○道路寸断による孤立集落の発生

- B村では、本震の際に発生した阿蘇大橋の崩落のほか、がけ崩れにともなう道路の寸断により、村の一部が孤立する事態が発生。

《東日本大震災以降の取組み》

○ 道路対策

- ・孤立集落へ通じる道路の落石及び崩落対策を実施。
※H23～H27までに28箇所を実施(対策が必要な186箇所のうち76箇所が完了)
- ・孤立集落に通じる橋梁耐震対策を実施。
※H23～H27までに3橋で実施(対策が必要な76橋のうち63橋が完了)

- BCM認定制度を活用し、早期に復旧体制がとれるよう、建設業界との連携を強化(H26～)。
- 市町村に対して、庁舎と孤立が予想される集落間の通信手段を複数確保するよう働きかけ。
- 地域住民が主体となり、集落内の一時避難先や避難方法を定める、「地区避難計画」の策定に向けた取組みを支援(H28～)。
- 市町村が孤立集落対策として行う、ヘリコプター離着陸場の整備に対して補助(H28～)。
※補助率:1/2、市町村負担:1/2

【対策の方向性】

- ・孤立集落の発生を防止するとともに、迅速な支援に向けた体制を整備



<取組み方針>

- 市町村と連携し、ヘリコプター離着陸場を整備した地域の孤立を想定した訓練を実施。
[市町村]
- 地域住民による「地区避難計画」の策定について、市町村を通じて働きかけ。[市町村]
- 市町村が孤立集落対策として行う、ヘリコプター離着陸場の整備に対して補助。
- 市町村に対して、庁舎と孤立が予想される集落間の通信手段を複数確保するよう働きかけ。
- 孤立集落へ通じる道路の落石及び崩落対策、橋梁の耐震対策を実施。

(7) ボランティアの確保

《課題・問題点》

○受入側の対応に遅れ

- 社会福祉協議会自体が被災したことや人手不足等により、ボランティアの受入窓口となる「災害ボランティアセンター」の立上げが遅れた。

《東日本大震災以降の取組み》

- 県社会福祉協議会と連携した、災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練を実施。
- 岐阜県災害ボランティア連絡会において、関係団体と災害時の民間広域的連携などについて、意見交換を実施。
- 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」において、災害ボランティア向け講座を開催。
- 市町村の取組み
市町村社会福祉協議会と連携し、ロールプレイング方式による、災害ボランティアセンター設置訓練を実施(毎年1箇所選定)。
※H25:海津市 H26:笠松町 H27:下呂市

【対策の方向性】

- ・ ボランティアの受入体制の強化に向けた取組みを推進



<取組み方針>

- 岐阜県災害ボランティア連絡会と連携し、災害ボランティアの派遣調整訓練の実施。[市町村・関係団体]
- 災害ボランティアセンターの設置・事務局運営体制の見直しを働きかけ。[関係団体]

(8) 消防団活動の充実強化

《課題・問題点》

○消防団の組織強化

- 今回の地震で甚大な被害を受けた、A町の町長は、防災上の効果として、「消防団の組織強化」を挙げている。A町では、消防団が47名の人命救助にあたったほか、町内の見回り活動も精力的に実施するなど、復旧活動で中心的な役割を果たした。

《東日本大震災以降の取組み》

- 消防団員の確保や、団員が活動しやすい環境整備に向けた取組みを実施。
 - 消防団加入促進事業費補助金(H27～)
 - 高校生への消防団副読本配布(H25～)
 - 女性消防団員充実強化事業費補助金(H28～)
 - 消防団協力事業所支援減税制度による事業者の認定(H28～)
 - ありがとね！消防団水防団応援事業所制度(H26～)
 - 学生の消防団加入に向けた協力を大学等に働きかけ(H28～)

【対策の方向性】

- ・市町村と連携した、消防団員確保及び消防団活動の充実強化に向けた取組みの強化



<取組み方針>

- 市町村における「学生消防団活動認証制度」の導入を働きかけるとともに、県職員採用にも活用。
- 消防団加入促進事業費補助金や女性消防団員充実強化事業費補助金、消防団協力事業所支援減税制度による事業者の認定など、消防団員の確保や団員が活動しやすい環境整備に向けた取組みを実施。[関係団体]

(9) 建築物の応急危険度判定

《課題・問題点》

○人手不足等による判定作業の遅れ

- 被災した小規模自治体においては、危険度判定実施本部の立上げが遅れたほか、全体をコントロールする人材が不足し、判定作業が円滑に進まないケースが相次いだ。
- 制度について、住民への事前周知が不足していたため、他制度と混同する住民も少なくなかった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 圏域別に市町村職員を対象にした、判定コーディネーター研修会を開催(H15～)。
※県内全市町村で337名を養成済み(H28.6現在)。
- 県内市町村、建築関係団体と応急危険度判定士の参集訓練を毎年実施。
- 被災建築物応急危険度判定士養成講習の実施(毎年3回)。

【対策の方向性】

- ・ 円滑な応急危険度判定の実施に向けた取組みの推進



<取組み方針>

- 市町村と連携した、「危険度判定実施本部マニュアル」の見直し(住民への広報や、他機関との情報共有等を追加)。[市町村]
- 応急危険度判定の目的や内容、他制度との違いを分かりやすく周知するためのチラシの作成。
- 倒壊家屋等、住宅に関する総合相談窓口の設置。[関係団体]
- 圏域別に市町村職員を対象にした、判定コーディネーター研修会を開催。
- 県内市町村、建築関係団体と応急危険度判定士の参集訓練を毎年実施。[市町村・関係団体]

(10) 災害廃棄物の適正な処理

《課題・問題点》

○廃棄物処理の滞りが発生

- 廃棄物の量が多く、回収が追いつかない事態が発生したほか、処理場の焼却炉や破砕機が損壊し、回収した廃棄物の処理も滞った。
- 被災市町村の職員に経験がなかったため、他自治体からの応援職員への指示が場当たりのものとなり、混乱が生じた。

《東日本大震災以降の取組み》

- 大規模地震発生時における災害廃棄物の発生量や、県内施設の処理量を推計したうえで、「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定(H28. 3)し、発災前、応急対策期、復旧・復興期ごとの災害廃棄物処理に関する県の対応を規定。
- 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において、災害時における災害廃棄物処理の応援県の順位を設定。
※1:愛知県 2:三重県 3:富山県
- 市町村震災廃棄物処理計画が未策定の自治体に対して、県計画と整合した計画の策定を要請。
※42市町村中、41市町村において計画を策定済み。
- 災害時のごみ処理の円滑化に向けた市町村間の連携等、県計画に整合するよう、市町村計画の見直しを全市町村に要請。

【対策の方向性】

- ・災害廃棄物の迅速な処理に向けた、広域処理体制の構築



<取組み方針>

- 市町村との情報伝達訓練や職員研修などを実施し、「岐阜県災害廃棄物処理計画」(H28. 3策定)の実効性を確保。[市町村]
- 災害時のごみ処理の円滑化に向けた市町村間の連携等、県計画に整合した市町村計画の策定又は見直しを全市町村に要請。

3 復旧対策

(1) 被災者の生活支援

① 罹災証明書の交付

《課題・問題点》

○ 罹災証明書交付の遅れ

- 仮設住宅への入居や義援金の支給など、被災者が生活再建を進めるうえで、不可欠な罹災証明書の交付が、住家被害の調査を行う人員の不足や、証明書交付システムに不慣れであったこと等により、大幅に遅れた。

《東日本大震災以降の取組み》

- 罹災証明書の交付について、県からの応援職員の派遣及び市町村間の相互応援に関する調整を行うことにより、市町村を支援する仕組みを記載した、「岐阜県災害対策マニュアル」を策定（H20. 3）。
- 市町村の取組み
 - ・42市町村中、15市町村が「家屋被害状況調査マニュアル」を策定済み。
 - ・42市町村中、20市町村が「罹災証明発行業務マニュアル」を策定済み。
 - ・42市町村中、39市町村が罹災証明書の交付機能を備えた「被災者支援システム」を導入済み。

【対策の方向性】

- ・災害時に罹災証明書が迅速に交付できるよう、市町村の取組みを支援



<取組み方針>

- 被災者や被災家屋の状況を管理するための台帳作成機能や、罹災証明書の交付機能などを備えた「被災者支援システム」未導入の市町村に対して、早急な導入を働きかけ。
- 市町村向けの罹災証明書交付業務に関する研修会を定期的開催。[国]
- 県と市町村の間で締結する「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を見直し、県内市町村間における応援順位を設定。[市町村]【再掲】

② 仮設住宅の建設

《課題・問題点》

○ 仮設住宅の建設着工の遅れ

- 仮設住宅を建設する熊本県内15市町村のうち、7市町村において、仮設住宅の建設予定地を事前に選定していなかったため、建設着手が遅れ、避難生活の長期化を招くことになった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 四半期毎に全市町村における仮設住宅の建設可能用地を確認（県全体では必要戸数を確保済み）。
- 市町村の取組み
 - ・42市町村全てが建設候補地を選定済み（うち29市町村が必要戸数分の候補地を選定済み）。
 - ・42市町村中、25市町村が候補地における仮設住宅の配置計画を作成済み。

【対策の方向性】

- ・災害時に迅速に建設着工ができるよう、市町村の更なる取組みを促進



<取組み方針>

- 必要戸数分の候補地が選定できていない市町村、配置計画が作成できていない市町村への働きかけ。

③ 公営住宅の提供

《課題・問題点》

○市営住宅の無償提供に被災者が殺到

➤地震により自宅が全半壊した被災者が一時的に入居する市営住宅に多くの住民が応募。

C市では募集250戸に対して、3949世帯が応募、倍率は15.8倍となった。

《東日本大震災以降の取組み》

- 被災者の仮住まい対策として、県営住宅の目的外使用の基準を策定(H23.3)。

【対策の方向性】

- ・円滑かつ要支援者に配慮した公営住宅の提供による被災者支援の充実



<取組み方針>

- 配慮を要する避難者の優先的な入居など、仮住まいとしての県営住宅提供に関するルールを新たに策定。
- 市町村営住宅について、同様の仕組みづくりがされるよう、市町村へ働きかけ。
- 市町村域を越えた広域避難に対応するため、県・市町村営住宅の活用に係る連携の仕組みを整備。[市町村]

(2) 心のケア

① 被災児童生徒に対する心のケア

《課題・問題点》

○心の傷を抱える児童生徒が多数発生

- 熊本県内の小中高生と特別支援学校の児童生徒約17万人のうち、4,277人が不眠や食欲低下を訴えたり、校舎に入るのを怖がったりするなど、カウンセリングが必要と認められた。

《東日本大震災以降の取組み》

- 「岐阜県公立学校スクールカウンセラー人材バンク」を活用し、臨床心理士、精神科医等による、スクールカウンセリングを実施。

【対策の方向性】

- ・ 心のケアが必要な被災児童生徒に対する対応の充実



<取組み方針>

- 現在の人材バンクに登録した活動範囲を超えてスクールカウンセリングを実施するための広域的な応援体制の構築。[県民]
- 子ども相談センター版災害対策マニュアルの新規策定。

② 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

《課題・問題点》

○派遣体制の強化

- 今回の地震において、国からの要請に基づき、本県から初めてDPATを派遣し、現地調整本部の指示に基づき業務に従事。
- 長期間継続して派遣可能な体制の構築、相談対応の標準化、チーム間での情報伝達方法の確立等、今後の課題が明らかになった。

【対策の方向性】

- ・ 支援及び受援体制の構築に向けた取組みを推進



<取組み方針>

- 県内の精神科を有する病院との間で、DPATの派遣協定を締結。[医療関係機関]
- 派遣可能な隊員の増員に向け、国や県による研修会を通じた人材育成の取組みを強化。[国]
- 相談対応や情報伝達に関するマニュアルの整備と訓練の実施。

③ 応急・復旧作業に従事するスタッフに対する心のケア

《課題・問題点》

○ 応急・復旧作業に従事するスタッフも精神的に疲労

- C市では、5月末までに教員と病院職員を除く1万人の職員を対象に健康状態の調査を行ったところ、うつ状態に陥りかねないとされる職員が半数以上を占める部署があることが判明。
- 熊本県内の15市町と熊本県のうち、半数にあたる8自治体が、職員を対象にした心のケア対策を実施。
- 看護師や介護士等、避難所などで被災者の支援活動を行うスタッフの心のケアも重要。

《東日本大震災以降の取組み》

- 派遣前に「職員の被災地派遣にかかる健康管理について」に基づき、事前説明を実施。
- 派遣終了後、メンタルヘルス相談員が個別メールによりフォローを行うとともに、必要な場合は面談を実施。

【対策の方向性】

- ・ ケアが必要な職員に対する適切なフォローを実施



<取組み方針>

- 派遣前に「職員の被災地派遣にかかる健康管理について」に基づき、事前説明を実施。
- 派遣終了後、メンタルヘルス相談員が個別メールによりフォローを行うとともに、必要な場合は面談を実施。

Ⅲ 原子力災害対策

1 大規模地震発生時における屋内退避

《課題・問題点》

○屋内退避の危険性

- 今回の地震では、一連の地震活動で震度7を2回観測したほか、余震も多発し、木造住宅を中心に多くの建築物が被災した。
- 一方、原子力災害対策計画では、国の原子力災害対策指針に基づき、「原発事故が発生した際には、住民の放射線被ばくを低減させるため、事故の状況により、UPZ(緊急時防護措置準備区域:原発から概ね5～30km圏)及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において屋内退避を行うこと」とされているが、倒壊する恐れがある建築物への退避について、危険性を指摘する声がある。

【対策の方向性】

- ・ 今回の地震の特性を踏まえた、避難対策の見直し



<取組み方針>

- 大規模地震と原子力災害の複合災害時において、屋内退避が最適であるのか研究を行うよう、国に働きかけ。
- 国の対応や、県防災会議原子力専門部会の意見も踏まえながら、対策を見直し。